

広域観光連携・滞在時間延長促進業務委託仕様書

1 委託業務名

広域観光連携・滞在時間延長促進業務

2 背景及び業務目的

久留米市を訪れる観光客の多くは通過型と言われており、これを滞在型に転換させ、より経済効果を高める必要がある。

福岡・大分デスティネーションキャンペーン（※1）で福岡県を訪れる観光客及び福岡・北九州都市圏等からの誘客を図るため、久留米市及び近隣市町村をひとつのエリアとして捉え、魅力的なルートを造成することで、滞在時間の延長を促し観光消費拡大を目指す。

3 業務の内容等

（1）観光周遊ルートの企画及び提案

- ・久留米市及び久留米市近隣市町村（※2）の観光スポットを組み込んだルートを造成すること。
- ・宿泊プランを1ルート以上、日帰りプランを4ルート以上造成すること。
- ・久留米市及び近隣市町村において集客ができていないスポットを活かし、誘客が期待できる内容とすること。
- ・ルート内に久留米市内での宿泊や飲食等を設定し、観光消費が期待できる内容とすること。

（2）情報発信及びプロモーションに関する提案及び実施

- ・（1）で造成したルートについて、SNS（X(旧 Twitter)、LINE、YouTube等）、テレビ・雑誌等のメディア、旅行業者等と連携した情報発信等のPRを実施すること。
- ・上記で実施したPRの効果測定について、目標とする指標を2つ以上定め、検証すること。
- ・上記PR終了後も持続的に観光ルートをPRできる手法を提案すること。
- ・福岡・大分デスティネーションキャンペーンを見据えた誘客につながる情報発信に努めること。

（3）その他

上記の他、本業務の目的を達成する上で効果的であると考えられる提案を行うこ

と。

4 委託期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

5 完了報告等

受託者は、次の事項を記載した委託業務に係る事業完了報告書等を、委託業務完了後、速やかに提出すること。

- (1) 委託業務の実施期間
- (2) 委託業務に要した事業費
- (3) 事業実施における成果
- (4) 本委託業務において作成した成果物

6 その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、担当職員及び関係機関と適宜協議を行う等、十分に調整して業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、この仕様書に規定するもののほか、受託者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合又は仕様書に記載のない事項については、久留米市と協議し決定すること。
- (3) 本業務に基づき作成される成果物（写真等）の著作権は、すべて久留米市に帰属する。
- (4) 本業務を履行する上で知り得た情報等については、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- (5) 受託者は、その責めに帰する理由により、本業務の実施に関して委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

(※1) 令和6年4月から6月までの期間で、福岡県と大分県を対象としたJRグループ6社と地元自治体や観光関係者等が共同で開催する大型観光キャンペーン

(※2) 大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町